

大口町告示第87号

平成24・25年度 大口町入札参加資格審査実施要領（設計・測量・建設コンサルタント等）を次のように定める。

平成23年12月19日

大口町長 森 進

平成24・25年度 大口町入札参加資格審査実施要領（工事）

（目的）

第1条 この要領は、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約の規定に基づき、大口町入札参加資格審査の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うあいち電子調達共同システム（CALS/EC）のことをいう。
- (2) 申請者 入札参加資格審査に参加しようとする者をいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特別認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

（受付期間）

第3条 受付期間は、次のとおりとする。ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

- (1) 定時受付 平成24年1月4日から平成24年2月15日まで
- (2) 随時受付 平成24年4月2日から平成26年1月31日まで

2 受付時間は、午前8時から午後8時までとする。

（申請者の要件）

第4条 申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

(2) 資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。ただし、平成23年4月1日の経営事項審査制度の改正に伴う再審査を受けている場合は再審査後の結果通知を採用し、受けていない場合のみ従前の結果通知を採用する。

ア 定時受付に申請する場合、審査基準日（決算日）が平成22年7月1日から平成23年6月30日の間にあるもの。ただし、平成23年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受けた場合、決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとする。

イ 随時受付に申請する場合、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

(4) 次に掲げる各税が未納でないこと。ただし、納税義務がないものについては、この限りではない。

ア 国税

(ア) 法人 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 個人 所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

(ア) 法人 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税

(イ) 個人 個人事業税及び自動車税

ウ 大口町税

(ア) 法人 法人町民税及び固定資産税

(イ) 個人 町県民税及び固定資産税

(5) 資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）による届出事業者でないこと。

(申請)

第5条 申請者は、電子調達システムにアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力後、送信（以下、「データ送信」という。）するものとする。

- 2 申請は、支店などの有無にかかわらず代表者名義のICカードにより行うものとする。
- 3 申請者が複数の営業所等を開設している場合は、申請しようとする営業所等を1つ定めて申請しなければならない。
- 4 前項の営業所は、申請を希望する業種の営業が認められていなければならない。
- 5 申請者はデータ送信後の申請内容の変更はできないものとする。
- 6 町は、申請者に申請内容を証明する書面の提示を求めることができる。
- 7 申請者は、入札参加資格の有効期間中、申請内容を証明する書面を保管するものとする。
- 8 町は、申請者からの申請内容等に虚偽があると認める場合には、指名停止措置及び入札参加資格の取消しをすることができる。
- 9 当該申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システムの入札情報サービスで公表するものとする。

(別送書類)

第6条 申請者は、データ送信後別表第1に定める書類を各1部、次に定める期日までに提出しなければならない。また、郵送する封筒に、データ送信後の到達確認画面で印刷できる「別送書類送付票」を貼って送付することとする。

- (1) 定時受付 データ送信日から7日以内に必着。ただし、最終提出期限は平成24年2月20日とする。
 - (2) 随時受付 データ送信日から7日以内に必着。なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがある。
- 2 提出する各種証明書は、申請日において発行日から3月以内のものとする。
 - 3 第1項各号に定める提出期限が休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(資格審査)

第7条 町は、申請者が第4条に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

2 町は、希望する業種ごとに、建設業法第27条の23の規定に基づき経営事項の審査により必要な等級に区分し決定するものとする。ただし、災害等で緊急の必要があると認めるとき、特定の機械又は技術を必要とするとき及びその他特に必要と認めるときは、当該等級の区分にかかわらず、当該等級以外の等級に係る競争入札への参加を認めることができる。

3 申請内容及び別送書類に不備等がある場合は、電子調達システムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(審査状況)

第8条 申請者は、電子調達システムにアクセスして審査の進捗状況を確認することができる。

(審査結果)

第9条 町は、審査結果を速やかに電子調達システムに入力しなければならない。

2 申請者は、電子調達システムにアクセスして審査結果を確認することができる。ただし、定時受付に係る申請に限り、平成24年4月2日から審査結果を確認することができる。

(資格の有効期限)

第10条 資格の有効期限は、次のとおりとする。

(1) 定時受付 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(2) 随時受付 入札参加資格決定の日から平成26年3月31日まで

2 平成26年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格はその効力を有する。

(会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い)

第11条 申請者が、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定による特定調達契約の対象となる

競争入札参加資格者として認められた者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた場合は、再度申請をし、審査を受けなければならない。

（グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査結果における結果に基づく入札参加資格の取扱い）

第12条 申請者が、平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定し、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた場合は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。ただし、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、その建設業者の登録を取り消すこととする。

（登録内容の変更）

第13条 申請者は、登録内容に変更等が生じた場合には、速やかに変更手続きをしなければならない。ただし、定時受付に係る申請後の変更は平成24年4月2日以降に受け付けるものとする。

2 変更手続きは、電子調達システムにアクセスし必要事項をデータ送信した後、別表第2に定める必要書類を別送することにより行うものとする。

3 町は、登録内容を変更しようとする申請者に、前項に定める以外の書類の提出及び対面による内容確認を求めることができる。

（書類等の提出先）

第14条 第6条及び前条に定める手続きに係る書類等の提出先は次のとおりとする。

(1) 提出先 大町役場総務部行政課

(2) 住所 愛知県丹羽郡大町下小口七丁目155番地

（その他必要事項）

第15条 この要領に定めるもののほか、入札参加資格審査の実施について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年1月4日から施行する。
(システム更新に係る受付の一時停止)
- 2 平成24年4月11日から平成24年5月6日までの期間は、システム更新のため入札参加資格申請の受付を一時停止する。ただし、随時の変更（申請者・資本金の変更、契約営業所の登録内容変更、会社の廃業、営業所の廃業、企業業種の取下げ）については、平成24年4月27日まで受付する。

別表第1 (第6条関係)

書類名	摘 要	
納税証明書 (国税)	代表審査自治 体が大口町の 場合	納税証明書(「その3の2」又は「その3の3」) ・法人 その3の3 ・個人 その3の2 納税証明書は、本店所在地を管轄する税務署 (窓口又はオンライン)で交付を受けること ができる。
	代表審査自治 体が大口町以 外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自 治体に送付すること。
納税証明書 (県税)	代表審査自治 体が愛知県 の場合	提出書類は不要(申請時に入力した課税番号で 確認) ※ただし、納税状況が確認できない場合は、愛 知県県税事務所発行の納税証明書を求めるこ とがある。
	代表審査自治 体が大口町 の場合	次のいずれかの書類 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書(未 納税額がないこと用) ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の 納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治 体その他の 場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自 治体に送付すること。

<p>納税証明書 (町税) 大口町に納税義務がある場合</p>	<p>申請直近の事業年度 1 年間分の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、大口町が発行する法人町民税及び固定資産税の納税証明書 ・個人の場合は、大口町が発行する町県民税及び固定資産税の納税証明書
<p>工事経歴書</p>	<p>申請直前の事業年度 2 年間分の実績調書 (経営事項審査書類の工事経歴書の写しでも可)</p>

別表第2（第13条関係）

変 更 等 事 項	別 送 書 類
1 商号又は名称 (支店営業所を含む。)	なし
2 所在地、郵便番号又は電話番号 (支店営業所を含む。)	なし
3 建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	なし
4 業種追加に関する事項	実績調書
5 登録等に関する事項	なし
6 資本金（法人のみ）	なし
7 本店（建設業法上の主たる営業所） 代表者の職名又は氏名	なし ただし、代表者氏名が変わる場合は、別に ICカードの変更・登録が必要
8 契約を締結する営業所代表者の職 名又は氏名	なし
9 電話番号、FAX 番号又はEメール アドレス	なし
10 廃業又は取下げ	なし
11 個人から法人への組織変更	(例) 個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し、法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）、登記事項証明書の写し、個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し並びに法人の建設業許可申請書（別表を含む。）の写し

<p>1 2 合併、営業権譲渡等による 事業の承継</p>	<p>(例) 事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）、合併・営業権譲渡等契約書の写し、法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し、登記事項証明書並びに事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し</p>
<p>1 3 相続による事業の承継</p>	<p>(例) 相続関係を証する書面（戸籍謄本等）及び相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等）</p>

備考 変更事項 1 1～1 3 については、営業の同一性が認められる場合のみ入札参加資格を承継することができる。